

自ら判断し、早めに避難しましょう!

いざというときは



避難を促す情報(5段階の警戒レベル)

警戒レベル	避難情報等	状況	住民がとるべき行動
5	緊急安全確保 【市が発令】	災害発生または切迫	命の危険が迫っています。 直ちに身の安全を確保します!
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
4	避難指示 【市が発令】	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難します。
3	高齢者等避難 【市が発令】	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難します。 ※高齢者等以外の人も危険を感じたら 自主的に避難
2	大雨・洪水・高潮注意報 【気象庁が発表】	気象状況悪化	自らの避難行動を確認します。
1	早期注意情報 【気象庁が発表】	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高めましょう。

## 天草市ソーシャルメディア

### ●天草市安心・安全メールサービス



空メールを送信して登録すると、  
メールで防災情報を  
受け取ることができます。

登録用空メールアドレス  
re-ansin@amakusa-web.jp

### ●天草市公式LINE



友だち登録すると、  
LINEで防災情報を  
受け取ることができます。

検索ID  
@amakusa-city

### ●天草市防災サイト



避難情報や避難所の開  
設状況、道路の通行制  
制などを確認できます。

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/bousai/>

## 災害情報伝達システム

避難情報発令時や災害発生時に情報をいち早く伝えるために戸別受信機の無料貸出しを行っており、全世帯が対象になります。  
設置がお済みでない世帯は、本庁防災危機管理課または牛深支所総務振興課、各支所まちづくり推進課までお問い合わせください。



## 災害用伝言サービス

災害用伝言ダイヤル(171)	
171 にダイヤルし、ガイダンスにしたがう	
録音する場合	再生する場合
1	2
連絡を取りたい方の固定電話や携帯電話の番号を入力	
1	1
伝言を録音	伝言を再生

### 災害用伝言板 (web171)

パソコンやスマートフォンなどから災害用伝言板(web171)にアクセスし、連絡を取りたい方の固定電話や携帯電話の番号を入力して安否情報(伝言)を登録・確認します。

### 災害用伝言板 (各携帯電話会社)

携帯電話各社でも同様のサービスを行っています。

災害用伝言板 検索

## 避難の考え方(避難行動判定フロー)

家のある場所を天草市総合防災マップで確認しましょう。

- ☐ 想定浸水深が0.5m以上
- ☐ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている

いいえ

### 在宅避難

- ・1週間程度の食料や日用品を備えておきましょう。
- ・想定外の被害が発生することもあるので、身の危険を感じた場合はその他の避難行動を取りましょう。

### 避難場所等への「立退き避難」

- ・警戒レベル4までに必ず避難しましょう。
- 【避難場所の例】・浸水想定区域外の「避難場所」  
・浸水想定区域外の「親戚・知人の家」



- ☐ 想定浸水深が3m以上まで浸水のおそれがある
- ☐ 長期の浸水が想定されるとき
- ☐ 自宅が家屋倒壊等氾濫想定区域内にある  
など家にいると危険な場合

はい

逃げておくれた時は……

### 避難にかかる時間を考えましょう

500m歩くのに  
かかる時間(目安)  
大人:約6~8分  
高齢者:約10分

避難準備に  
かかる時間

避難所等  
までの時間

避難に  
かかる時間

避難準備開始

移動開始

避難完了

- ☐ 近隣の安全な場所への立退き避難は可能である  
・遠方で時間をかけての避難が困難なとき

可能

### 近隣の安全な場所への「立退き避難」

【安全な場所の例】・高い強固なビル ・小高い場所

不可能

- ☐ 外への避難が危険なとき  
・夜間や激しい降雨で避難経路上の危険箇所が分かりにくい  
・流れがあり、膝上まで浸水している  
・水の流れる速度が速い  
・用水路などの位置が不明で転落のおそれがある

### 家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

【安全な場所の例】・上の階 ・崖から離れた部屋  
※あくまで逃げおくれた時の避難方法なので、極力上記いずれかの避難行動を取りましょう。

## 要配慮者を地域で守る

「要配慮者」とは、災害が起きたとき、あるいは起きそうなときに、何らかの支援がないと自らの安全を確保できない人たちのことです。  
地域で協力して支援していきましょう。

### ●想定される主な要配慮者

- 高齢者(一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など)
- 障がいのある人
- 介護が必要な人
- 難病患者、傷病者
- 乳幼児・妊婦
- 外国人

### ●要配慮者の特性

- ① 災害の危険を察知することが困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫っていても、助けを求めることが困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受け取ることや正しく理解することが困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られてきても、それに対応して行動することが困難である。

## 災害時に特別な配慮を要する方々への支援

高齢者や障がいをお持ちの方など、災害時において特に配慮を要する方々は、災害発生時において地域の皆さんの支援が必要となります。

### ●高齢者・病人

- ・おんぶ(または担架、リアカーなどを利用)して安全な場所まで避難する。
- ・複数の介助者で対応する。



### ●目の不自由な方

- ・声をかけ、情報を伝える。
- ・誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい、半歩手前をゆっくり歩く。



### ●車いすを利用している方

- ・階段では介助者2人以上が必要。
- ・上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- ・介助者が1人の場合、ひもなどを用意し、おんぶして避難する。



### ●耳の不自由な方

- ・話すときは、口をハッキリと開け、相手にわかりやすいようにする。
- ・手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

